

野田市総合計画骨格案

【発行】野田市役所企画調整課(〒278-8550 野田市鶴奉 7 番地の 1 TEL 04-7125-1111・内線 2363)
【発行日 平成 26 年 3 月 15 日】

総合計画骨格案に対する皆様のご意見を募集します

野田市では、現行の総合計画の計画期間が平成 27 年度で終了となることから、平成 23 年度に総合計画審議会及び総合計画分野別検討組織を立ち上げ、次期総合計画の策定作業を進めてまいりました。

これまでに、総合計画分野別検討組織の提言書、市民アンケート、地区別懇談会、各界懇談会などの様々な場でいただいた市民の皆さんの意見を基に、総合計画審議会において、審議を重ね、この度、計画の骨組みとなる骨格案（概要は 2 ページを参照）を作成いたしました。

つきましては、骨格案に対するご意見をお聞かせいただき、より一層市民の皆さんのご意見を反映した総合計画にしていきたいと考えております。

なお、提出された意見の概要や意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて野田市のホームページで公表する予定です。

パブリック・コメントの実施

野田市パブリック・コメント手続条例第 3 条第 2 号に基づき、平成 26 年 4 月 23 日までご意見を募集します。（郵送の場合 4 月 23 日の消印有効）

【意見を提出できる方】 市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市総合計画骨格案」に利害関係を有する方

【郵送】 この冊子に折り込んである、「ご意見募集用紙」をお使いください。（任意様式でも可）

【持参】（窓口）：○市役所 3 階 企画調整課（8 時 30 分～17 時 15 分、土曜日・日曜日・祝日を除く）

（投函箱への投函）：○市役所 1 階総合案内、○いちいのホール 1 階関宿支所（8 時 30 分～17 時 15 分、土曜日・日曜日・祝日を除く）、○各公民館、各図書館（開館時間内、休館日を除く）

【ファクシミリ・ホームページ】 ファクシミリの場合は、「ご意見募集用紙」に記載の上お送りください。また、野田市のホームページ（パブリック・コメント）でも意見を募集しています。

FAX：04-7122-1557 URL：http://www.city.noda.chiba.jp/city/public_25_7.html

地区別懇談会へのご参加

地区別懇談会を以下の日程で開催しますので、是非ご参加ください。お越しの際はこの「野田市総合計画骨格案」をご持参ください。なお、手話通訳・要約筆記をご希望の方は、各開催日の 7 日前までに企画調整課へご連絡ください。

	月 日	時 間	会 場
昼 の 部	4 月 5 日（土）	10：00～12：00	関宿中央公民館
	4 月 5 日（土）	13：30～15：30	木間ヶ瀬公民館（関宿南部公民館）
	4 月 6 日（日）	10：00～12：00	二川公民館（関宿中部公民館）
	4 月 6 日（日）	13：30～15：30	関宿公民館（関宿北部公民館）
	4 月 12 日（土）	10：00～12：00	川間公民館
	4 月 12 日（土）	13：30～15：30	北部公民館
	4 月 13 日（日）	10：00～12：00	福田公民館
	4 月 13 日（日）	13：30～15：30	東部公民館
	4 月 19 日（土）	10：00～12：00	南部梅郷公民館
	4 月 19 日（土）	13：30～15：30	中央公民館
夜 の 部	4 月 8 日（火）	19：00～21：00	北コミュニティ会館
	4 月 10 日（木）	19：00～21：00	中央コミュニティ会館（樺のホール内）
	4 月 15 日（火）	19：00～21：00	関宿コミュニティ会館（いちいのホール内）
	4 月 17 日（木）	19：00～21：00	南コミュニティ会館

野田市総合計画の概要

骨格案

基本構想

将来都市像

～人のつながりがまちを変える～
みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

基本目標

自然環境と調和する
うるおいのある都市

生き生きと健やかに
暮らせる都市

豊かな心と個性を
育む都市

安全で利便性の高い
快適な都市

市民がふれあい協働
する都市

活力とにぎわいに
満ちた都市

将来人口

15万2千人
(平成42年)

財政の見通し (一般会計の財政規模)

46,159百万円
(平成42年)

将来都市構造・土地利用

【中心サービス核】
野田市駅・愛宕駅周辺地域
【地域サービス核】
梅郷駅周辺地域
川間駅周辺地域
関宿中央ターミナル・
関宿支所周辺地域

施策の大綱

将来都市像の実現に向
けて6つの基本目標を
基本に、取り組むべき
施策の方向性を示す基
本方針を設定



骨格案に基づき、平成26年度に素案を作成予定

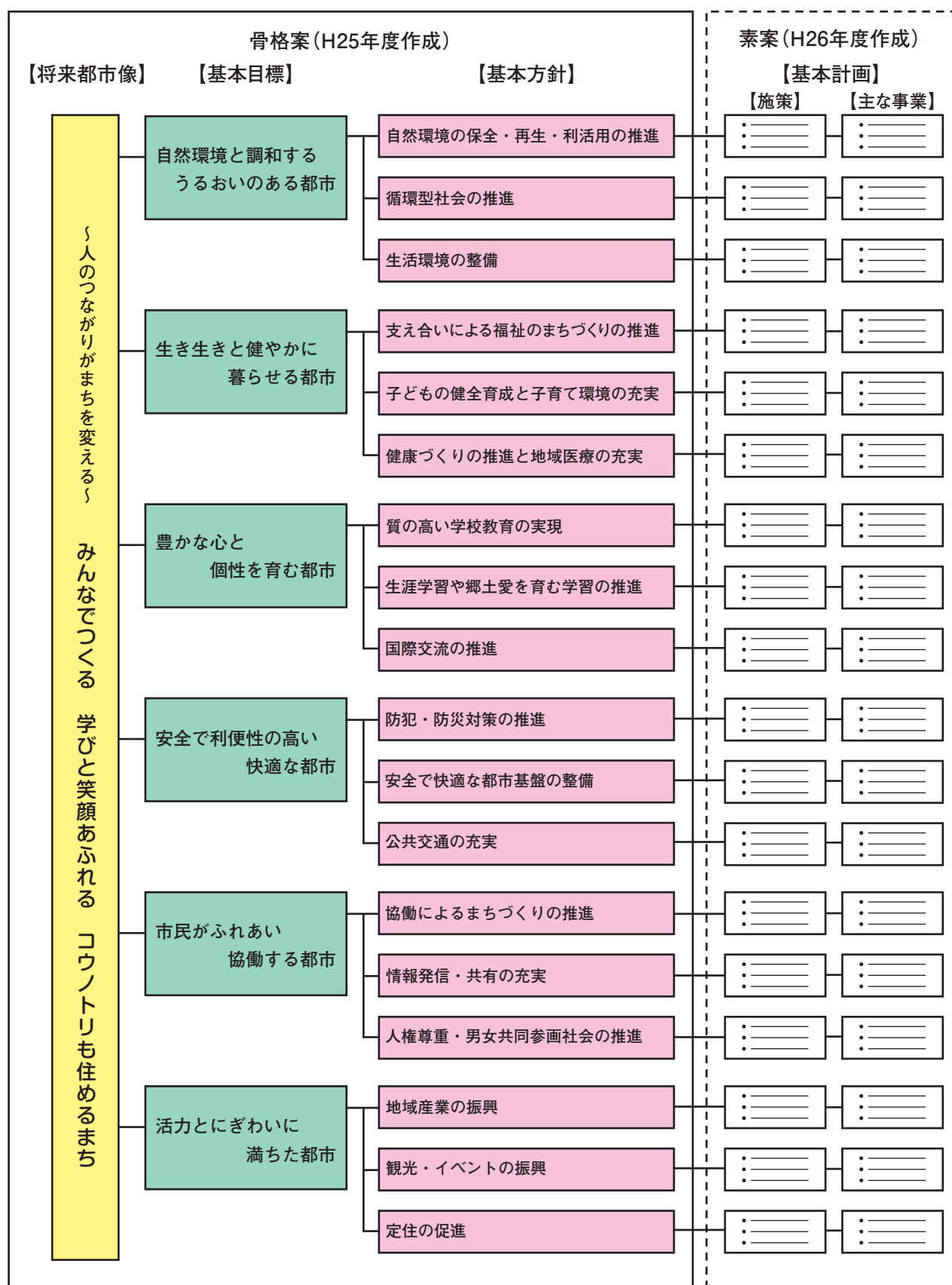
基本計画

6つの基本目標及び基本方針を実現していくための施策及び主な事業を策定します。

重点プロジェクト

基本構想及び基本計画にて網羅した施策のうち、市民ニーズを踏まえ重点的（優先的）に取り組むべきと評価される事業を策定します。

施策体系図



※平成 26 年度に策定する素案では、基本計画として各基本方針に複数の施策を、各施策に複数の事業を位置付けていきます。

野田市総合計画 骨格案

◆はじめに

1 総合計画策定の考え方

(1) 背景

野田市では、平成 15 年の合併以降、徹底した市民参加により作成した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきましたが、計画期間が平成 27 年度に満了となるため、平成 28 年度を初年度とする次期総合計画を策定すべき時期を迎えています。

また、地球温暖化等の環境問題、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化といった問題は年々深刻さを増しており、社会経済情勢も日々変化している状況の中で、これらの問題に対して適切に対応していく必要があります。

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、野田市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを改めて考え直すきっかけにもなりました。

このような社会情勢の変化や野田市の現状を踏まえ、新しいまちづくりの道標が必要との認識から、総合計画を新たに策定することとしました。

(2) 策定のねらい

総合計画は、これまでの野田市のまちづくりの成果を引き継ぎ、新たなまちの将来像を定め、その目標に向けた進路を総合的に示すもので、行財政の計画的な運営や個別施策、事業を推進する上での指針となります。

総合計画の策定により、まちの将来像を市民、事業者、行政が共有できる意義は大きいと考えます。

(3) 策定の理念

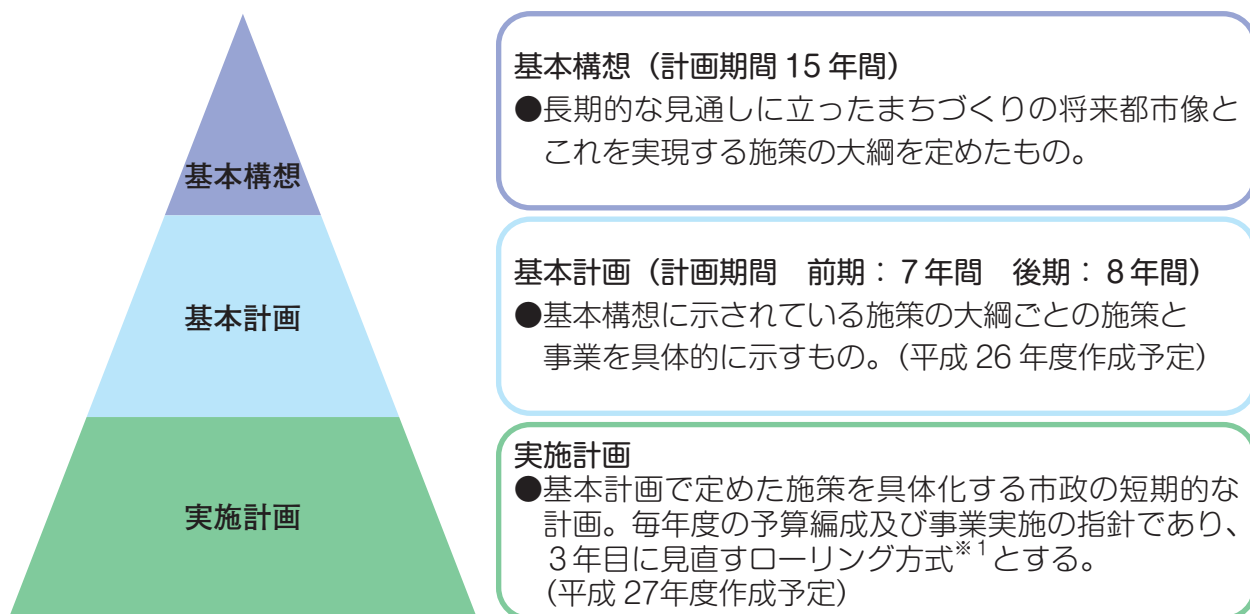
まちづくりは一朝一夕にできるものではなく、継続して取り組む必要があります。そのため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、これまで積み重ねてきた成果を継承するとともに、中長期的な視点に立ち、これからのまちづくりを進めていく必要があります。また、これからのまちづくりは、市民、事業者、行政をはじめ、NPO 等の団体、大学といった多様な主体が連携・協力して進める時代となっています。

そのため、総合計画の策定にあたっては、徹底した市民参加により策定した計画を「実現すること」と「継続すること」を大切にし、多様な主体が適切な役割分担のもとに、ともに支え合ってまちづくりを推進することができる道標となることを目指します。

2 総合計画の目標年次

本総合計画の目標年次は、平成 42 年（2030 年）とします。

3 総合計画の構成と計画期間



【計画期間のイメージ図】

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
基本構想（15年）														
前期基本計画（7年）							後期基本計画（8年）							
第1次実施計画														
			第2次実施計画											
				第3次実施計画										
							第4次実施計画							
											第5次実施計画			
														第6次実施計画
														第7次 実施計画

◆基本構想

第1章 将来都市像

1 まちづくりの基本的な考え方

野田市はこれまで、みどり豊かな自然環境や先人がたゆまぬ努力で培ってきた歴史、文化等を礎に、日々変化し続ける社会経済情勢に対応しながら、教育や福祉の充実、商業の活性化、都市基盤整備等、市民生活に欠かせない様々な施策に取り組み発展してきました。今後もまちづくりを通して、市民の誰もが笑顔と活気に満ち、安全で安心して暮らせるまちを実現することが求められています。

しかし、市民を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの希薄化、産業構造や雇用形態の変化等、多くの課題を抱えています。

また、東日本大震災は、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを考え直すきっかけとなりました。

こうした課題を乗り越えるとともに、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、野田市の持続的な発展を実現していくために、改めて、人と人とのつながりや心のバリアフリーを大切にしたいまちづくりを目指します。また、市民一人一人がまちづくりの主役となり、支え合いの心を育みながら、誰もが生涯を通じて学ぶことができ、安心して笑顔で暮らせる自然豊かなまちの実現を目指すことを、まちづくりの基本的な考え方（基本理念）とします。

2 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえて将来都市像を次のように定めます。

～人のつながりがまちを変える～

みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

人のつながりがまちを変える	人と人とのつながり、心と心のつながりによる支え合いが地域の絆を深め、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等の地域課題に対応していくことを表します。
みんなでつくる	市民が主体となって、まちづくりを進めていくことを表します。
学びと笑顔あふれる	教育環境の充実や子育て、高齢者、障がい者等の福祉の充実等により、市民が安心して暮らせるまちを表します。
コウノトリも住めるまち	コウノトリも生息できるほどの豊かな自然環境や田園風景が都市と共存する野田らしいまちの姿を表します。

3 基本目標

将来都市像の実現に向けて取り組むべき基本目標として、以下の6項目を設定しました。

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

第2章 計画の基本的なフレーム

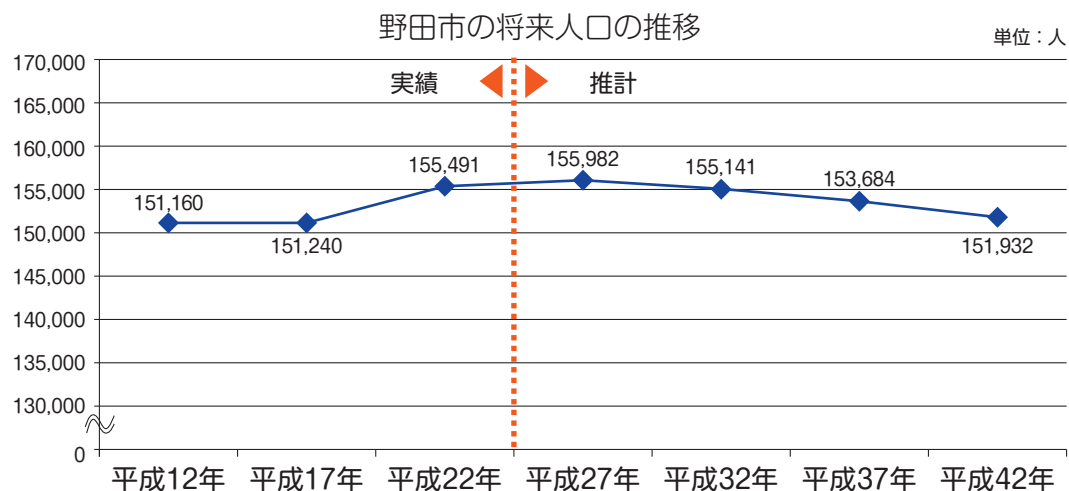
1 将来人口

(1) 総人口

平成42年（2030年）における人口は、約15万2千人と予測されます。

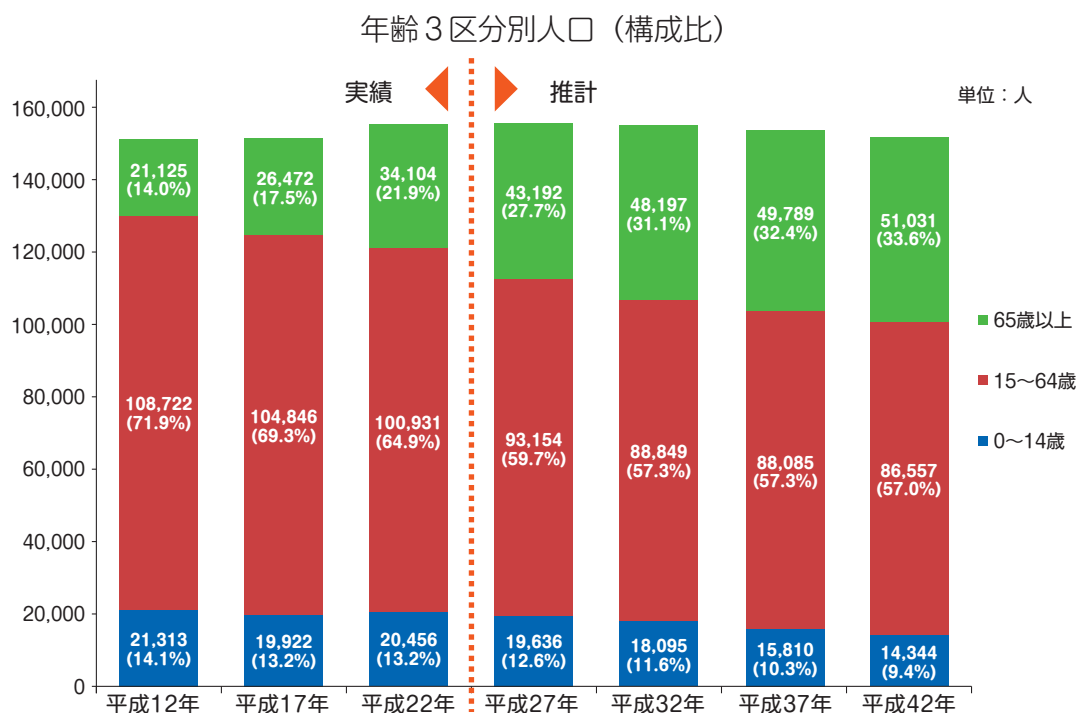
平成12、17、22年の国勢調査をもとに野田市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、平成42年までの人口推計を行いました。

総人口のピークは平成27年の155,982人であり、その後は人口減少に転じ、平成42年には151,932人まで減少することが見込まれます。



(2) 年齢別構成

総人口がピークとなる平成27年の高齢化率は、平成22年と比較して5.8ポイント増加することが見込まれます。計画期間の最終年となる平成42年の高齢化率は、平成22年と比較して11.7ポイント増加することが見込まれます。



2 都市構造・土地利用の方向

(1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

広域や市内の移動に便利で、まとまりのある都市構造の実現に向けて、都市構造を支える交通ネットワークの形成を推進します。

道路網については、市街地等の円滑な交通処理を実現するため、外郭環状構造の道路※¹や都市計画道路網の整備を推進します。

また、東京直結鉄道、東武野田線の複線化を推進するとともに、駅へのアクセス向上を図り、駅前広場、駅前線などの周辺道路等の整備を図ります。

(2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全

野田市の豊かな自然環境と調和した市街地の形成を推進します。まとまりがあり、快適な生活環境を備えた市街地整備を推進するため、市街地ゾーンを設定します。

また、市の三方を流れる利根川、江戸川、利根運河や公園、緑地を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定します。

市街化調整区域を中心に分布する優良農地について、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するため、農業振興ゾーンを設定します。

(3) 4つの核の形成

東京直結鉄道の整備や連続立体交差事業とあわせて野田市駅・愛宕駅周辺を広域的な性格も持った拠点として整備します。また、梅郷駅周辺、川間駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺に存在する従来の都市機能集積の活用等によって、南北それぞれの地域サービス核を形成します。

◎野田市駅・愛宕駅周辺地域	中心サービス核
◎梅郷駅周辺地域	地域サービス核
◎川間駅周辺地域	地域サービス核
◎関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域	地域サービス核

※¹ 外郭環状構造の道路…都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線（一部の区間）、我孫子関宿線（一部の区間）で構成する環状道路で、野田地域の市街地内への通過交通を排除し、市街地の混雑解消や地区間移動の円滑化を図る道路。→ P10「将来都市構造・土地利用イメージ図」参照

将来都市構造・土地利用イメージ図



凡 例

- | | | |
|--|---|--|
| 市街地ゾーン | 幹線道路 | サービス核 |
| 農業振興ゾーン | 外郭環状道路 | 緑地・レクリエーション拠点 |
| 緑地・レクリエーションゾーン | 鉄道 | |

3 財政の見通し

(1) 歳入の見通し

表 一般会計歳入の財政見通し（平成 28 年度～平成 42 年度）

（単位：百万円）

歳 入	平成 25 年度 (当初予算)		平成 28 年度		平成 34 年度		平成 42 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
市税	21,733	47.93%	21,824	46.51%	21,488	46.04%	20,947	45.38%
譲与税・交付金等	2,222	4.90%	3,608	7.69%	3,608	7.73%	3,608	7.82%
地方交付税	4,770	10.52%	3,852	8.21%	3,113	6.67%	3,113	6.74%
国・県支出金	8,086	17.83%	8,462	18.04%	8,512	18.24%	8,626	18.69%
使用料・手数料等	1,623	3.58%	1,684	3.59%	1,830	3.92%	2,086	4.52%
繰入金	817	1.80%	634	1.35%	1,087	2.33%	1,446	3.13%
繰越金	850	1.88%	1,200	2.56%	1,200	2.57%	1,200	2.60%
市債	4,081	9.00%	4,524	9.64%	4,702	10.08%	4,002	8.67%
その他	1,162	2.56%	1,131	2.41%	1,131	2.42%	1,131	2.45%
合 計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

〈一般会計（歳入）の用語説明〉

【歳入】

- 市税／市民の皆さんから納めていただく市の税金です。
- 譲与税・交付金等／国や県の税金のうち、法令で定められた分が市に交付されるものです。
- 地方交付税／普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。特別交付税は、普通交付税における標準的な基準では捉えきれない特別な事情のある地方公共団体に交付されます。
- 国・県支出金／特定の事業など、国・県から用途を指定されて交付されるものです。
- 使用料・手数料等／市営住宅や体育館など行政財産及び公の施設を利用する特定の方から徴収するもの（使用料）、住民票や納税証明など特定の方への役務の提供に要する経費として徴収するもの（手数料）です。
- 繰入金／他会計及び基金から資金を受け入れるものです。
- 繰越金／前年度から繰り越したものです。
- 市債／市が都市基盤整備事業等を実施するための借入金です。

歳入の根幹となる市税収入については、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みです。譲与税・交付金等における地方消費税交付金は、税率引上げによる増収が見込まれるものの、普通交付税の合併算定替※¹の終了に伴い地方交付税は大きく減少するものと見込まれます。

※¹ 合併算定替…合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後 10 年間は、合併しなかったと仮定して算定した個々の普通交付税額の合算額が交付されます（合併算定替）。その後 5 年間で段階的に割り落とされ、1 団体としての算定額となります（一本算定）。

(2) 歳出の見通しについて

表 一般会計歳出の財政見通し（平成 28 年度～平成 42 年度）

（単位：百万円）

歳 出	平成 25 年度 (当初予算)		平成 28 年度		平成 34 年度		平成 42 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
人件費	8,574	18.91%	8,504	18.12%	8,055	17.26%	8,055	17.45%
扶助費	9,968	21.98%	10,615	22.62%	10,873	23.30%	11,066	23.97%
公債費	5,226	11.53%	5,239	11.17%	5,152	11.04%	4,732	10.25%
義務的経費計	23,768	52.42%	24,358	51.91%	24,080	51.60%	23,853	51.67%
投資的経費	3,615	7.97%	4,174	8.90%	3,885	8.32%	3,072	6.66%
物件費	9,802	21.62%	10,269	21.89%	10,269	22.00%	10,269	22.25%
補助費等	2,354	5.19%	2,354	5.02%	2,354	5.04%	2,354	5.10%
繰出金	4,261	9.40%	4,033	8.59%	4,352	9.33%	4,880	10.57%
その他	1,544	3.40%	1,731	3.69%	1,731	3.71%	1,731	3.75%
合 計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

〈一般会計（歳出）の用語説明〉

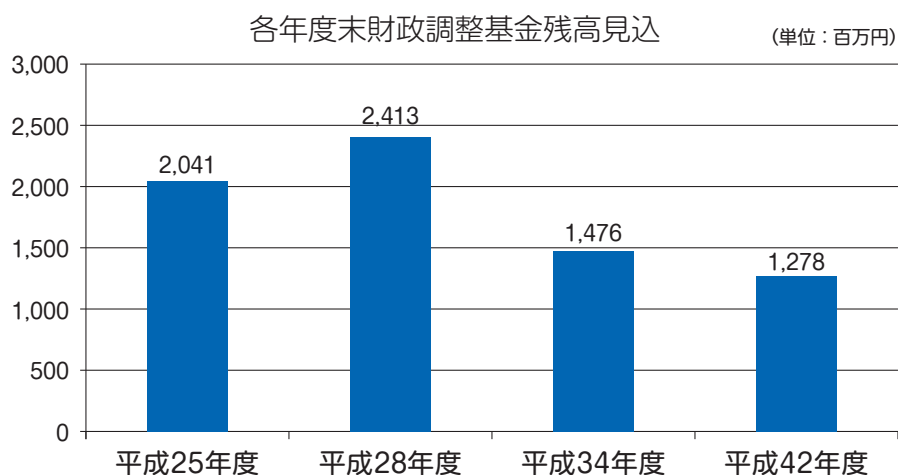
【歳出】

- 人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。
- 扶助費／子どものいる方、障がいを持った方、高齢者の方などの生活を支援する費用です。
- 公債費／借入金（市債）の返済のための費用です。
- 物件費／市の業務を民間業者に委託する費用、業務で使用する機器のリース費用などです。
- 補助費等／国や県へ負担する費用や、各種団体への補助金を支出する費用です。
- 繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。

人件費については減少傾向にあります。

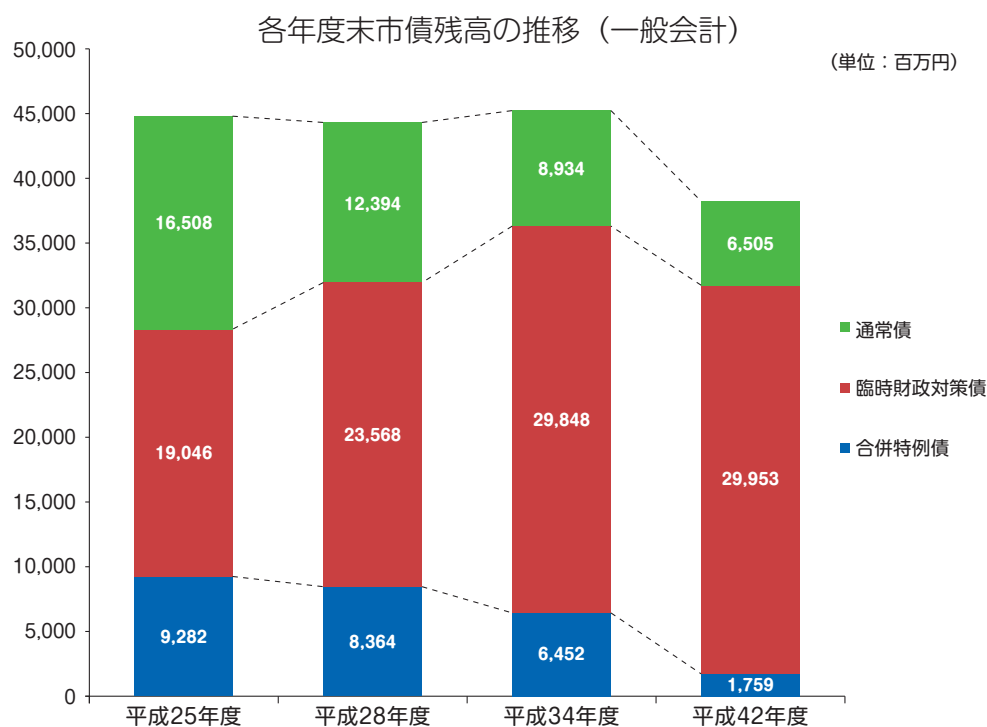
また、扶助費については、少子化により児童手当は減少するものの、全体では増加していくものと見込まれます。

(3) 財政調整基金の見通しについて



財政調整基金については、平成 22 年度以降積立てにより現在高を増やしてきましたが、市税収入及び地方交付税の減少に伴い、平成 28 年度をピークに一般会計繰入金（取り崩し）が増加するため減少していくものと見込まれます。

(4) 市債残高の見通しについて



市債残高については、合併特例債の発行期限である平成 35 年度をピークに減少していくものと見込まれます。

構成比では、普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の残高の割合が引き続き高い水準で推移するものと考えられます。

※財政の見通しについては、社会経済情勢を鑑み、素案策定時に再度調整します。

第3章 施策の大綱

1 基本目標

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間をはじめ、みどり豊かな自然環境が多く残るまちで、多様な生態系も見られます。

これまで自然の保全、再生のために、様々な取組を進めてきました。今後も引き続き、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、これまで進めてきたコウノトリをシンボルとした生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を進めます。

農業に関しては、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、耕作放棄地の有効活用を推進します。

清潔で快適な都市環境の実現に向けて、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R^{※1}を市民や事業者と協働^{※2}、連携により進め、更なる循環型社会の実現を推進します。また、東日本大震災を起因とする再生可能エネルギーへの関心の高まり等を踏まえて、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用についても引き続き取り組みます。

騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等といった公害への対応を図るとともに、大雨による浸水被害の軽減に向けた総合的な浸水対策の推進や上下水道の整備、水質の浄化等、市民が安全で安心できる生活環境の整備に取り組みます。



コウノトリ



江川地区での米作り体験

※1 3R…（リデュース：Reduce）、（リユース：Reuse）、（リサイクル：Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する（リユース：Reuse）、さらにどうしても「ごみ」として排出するものについては分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

※2 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

少子高齢化の進展、核家族化等による家族構成の変化、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化している中で、市民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の支援活動が大きな役割を果たしており、これらの主体と協力、連携を図り、地域で支え合う「心のバリアフリー」の意識の醸成と地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者の健康の維持増進やひとり暮らしの高齢者への支援等きめ細やかな対応とともに、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりに取り組みます。また、障がい者の自立を促進させる取組や高齢者の介護等に関する社会福祉需要もますます高まっており、多様なニーズを踏まえた福祉活動や施策の充実を図ります。

誰もが住み慣れた地域で、元気に安心して暮らせる社会を実現するために、公共施設や道路等のハード面、情報、制度、心理等のソフト面等様々な障害を取り除くバリアフリーや、誰もが使いやすい環境づくりに配慮したユニバーサルデザイン※¹を重視した環境整備に取り組み、障がい者の自立した日常生活や社会参画を促進します。

市民生活の安定と自立の促進に向けて、生活保護世帯への福祉の充実を図るとともに、就労支援や適正な給付にも取り組みます。

女性の社会進出やライフスタイルの多様化等により、子育てへの負担感が高まっており、支援の充実が求められていることから、子育て中の親が働く環境や保育環境の充実を図り、安心して楽しみながら子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化の進行に伴う生活習慣病等の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたり健康づくりに取り組むことが求められています。また、少子高齢化の進行、雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療ニーズは年々高まっています。このような状況を踏まえて、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、小児医療や障がい者医療、高齢者医療等のニーズに対応した医療体制の充実に努めます。また、かかりつけ医の定着や介護サービスの充実、各医療機関の連携体制の確保等にも取り組み、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる医療環境づくりを進めます。



福祉のまちづくりパトロール



高齢者の身近な交流の場（シルバーサロン）

※¹ ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

近年、少子化が進む中で、子どもは将来を担う大切な財産であることから、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた子どもの育成に向けて、より良い教育環境を整えることが必要です。

そのために、学校、地域、家庭が連携して、地域の特色を活かした創意工夫のある教育活動を展開する他、学力向上はもとより、学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通して、子どもの健やかな成長に資する環境づくりや、学校教育施設の整備、充実、教職員の資質の向上等に取り組めます。

近年では、子ども・若者を狙った犯罪の増加や有害情報の氾濫等、取り巻く環境が悪化しており、不登校、ひきこもり、ニート※¹等の問題も多様化していることから、学校、家庭、地域が一体となった子ども・若者の健全育成に向けた取組を推進します。

また、いじめや虐待といった課題が存在していることから、学校教育においても人権教育を通じた意識の醸成等を進めます。

学習は子ども・若者に限らず、生涯にわたり取り組むものであることから、誰もが生涯にわたって学び合うことのできる環境づくりを進めます。

誰もが生きがいを持ち、地域への参加等を通じて生涯にわたって学び合える野田市の実現に向けて、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動や、公民館や図書館をはじめとした学習拠点の充実、自然環境を活かした学習等に取り組み、郷土愛を育む学習を推進します。

野田市においても、今後ますます国際化が進み、市内在住の外国人の増加が予想されることから、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適応できる人材育成等を目指して、国際交流の機会や場の充実を図ります。



小学校陸上競技大会



異国文化体験教室

※¹ニート…Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない若年無業者のことを指すが、近年はニートの高齢化が進んでいる。

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、防犯に役立つハード面の整備や市民一人一人の防犯意識の向上等のソフト面での対策を推進し、市、警察、地域が連携し防犯対策に取り組むまちづくりを進めます。

安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠です。地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるよう取り組みます。また、消防体制の充実、救急救命体制の充実にも取り組みます。

交通環境については、歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生していることから、市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した環境整備とともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものであることから、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めていきます。また、劣化、老朽化が進む道路や橋梁の維持管理に努めます。さらに、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に取り組みます。

野田市には、みどり豊かな公園や歴史的な資源も多く、それらを活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。また、公園や緑地等のみどりを保全するとともに魅力向上に取り組み、豊かな都市空間の形成を図ります。

市内の交通に関しては、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る唯一の鉄道である東武野田線が単線であることから、通勤、通学等における利便性の向上が課題となっています。そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備、東武野田線の複線化の推進に引き続き取り組みます。また、誰もが気軽に利用できる市内の移動手段を確保していくために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し等により、公共交通の充実を図ります。



防災訓練



まめバス

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要です。そのため、市民、NPO等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、市民が地域の主体となり自主的・自発的に取り組むまちづくりを推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。そのため、日頃からのコミュニケーションの活性化を図るとともに、地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支え合う地域づくりを進めていきます。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、必要な情報、知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等に取り組みます。そして、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。また、各地区における自治会を核とした地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に向けて計画的に取り組む、安全で安心な地域づくりが図られることから、より一層支援していきます。

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的な参画がなされるよう、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信するとともに、情報交流・情報の共有化を図ります。また、個人情報の適切な取扱いや保護に取り組みます。

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、さらに、近年においてはインターネットなどによる人権侵害等の様々な人権問題が存在していることから、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。また、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。



地区別懇談会



市報、ホームページ

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

商店街は、高齢者の買物の場の確保や地域コミュニティの核としての機能も求められることから、新たな魅力を創出することで商店街の活性化を図ります。また、野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進させて、起業支援や新たな事業の創出へつなげます。

農業においては、後継者の育成や耕作放棄地の解消が大きな課題となっていることから、持続可能な農業の推進に向けて、農地の集約化等による収益性の向上や若手の新規就農者の育成、民間企業等の参入等を進めます。

野田市には、多くの歴史、文化的資源が存在しており、豊かな自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組も進めています。このような多様な資源を市民、市民団体、企業等と連携を図り、まつり、イベント等の開催を通じてにぎわいを創出し、観光資源として磨き上げ、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高めていくことで、野田市独自の観光振興を図ります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させていくことが重要です。そのため、教育や福祉の充実、雇用創出等、さらには、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により、魅力ある生活環境を整え、子育て世代や若年層の定住促進を推進します。また、地域の歴史、文化資源や産業、観光資源、魅力ある商業や特産品、豊かな自然環境等の地域資源を活かした野田市らしい魅力の創出を図ります。そして、生涯学習を推進するため、指導者の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力づくりに取り組みます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりを推進します。



産業祭



野田夏まつり躍り七夕

2 基本方針

基本目標	基本方針	市民の意見の方向 (審議会、分野別検討組織、地区別・各界懇談会、市民アンケートの意見から)
自然環境と調和する うるおいのある都市	■自然環境の保全・再生・利活用の推進	◎環境保全の推進 ◎自然と調和した農業の推進
	■循環型社会の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進 ◎ごみの減量・リサイクルの推進 ◎再生可能エネルギーの利活用
	■生活環境の整備	◎環境汚染・公害等への対応 ◎上下水道の整備促進 ◎水質の浄化・浄化槽の適正管理
生き生きと健やかに 暮らせる都市	■支え合いによる福祉のまちづくりの推進	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 ◎高齢者の生活環境の向上 ◎高齢者の生きがいづくり ◎障がい者福祉の充実 ◎市民生活の安定と自立の促進
	■子どもの健全育成と子育て環境の充実	◎子どもの健全育成の推進 ◎安心できる子育て環境の整備
	■健康づくりの推進と地域医療の充実	◎市民の健康づくりの推進 ◎地域医療体制の充実 ◎子ども医療の充実 ◎高齢者医療の充実 ◎障がい者医療の充実
豊かな心と 個性を育む都市	■質の高い学校教育の実現	◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進 ◎家庭・地域の教育力の向上 ◎子ども・若者の健全育成 ◎学校における教育環境の整備や教育の質の向上 ◎人権教育の推進
	■生涯学習や郷土愛を育む学習の推進	◎生涯学習や郷土愛を育む学習の推進
	■国際交流の推進	◎国際的な交流と協力の推進

基本目標	基本方針	市民の意見の方向 (審議会、分野別検討組織、地区別・各界 懇談会、市民アンケートの意見から)
安全で利便性の高い 快適な都市	■防犯・防災対策の推進	◎防犯まちづくりの推進 ◎防災対策の実施 ◎地域における防災・消防体制の充実
	■安全で快適な都市基盤の 整備	◎交通安全の推進 ◎道路交通体系の整備 ◎魅力ある景観の形成 ◎地域による公園等利活用の促進 ◎道路等の都市インフラの安全性と利 便性の確保 ◎個性と魅力あふれる市街地の形成
	■公共交通の充実	◎公共交通機関の充実 ◎庁内体制の充実 ◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の 充実
市民がふれあい 協働する都市	■協働によるまちづくりの 推進	◎市民参加を促進する仕組みづくり ◎協働の仕組みづくりの推進 ◎互いに支え合う地域づくりの推進 ◎ふれあい、交流の拠点づくり ◎地域コミュニティの強化
	■情報発信・共有の充実	◎迅速・適格な情報提供
	■人権尊重・男女共同参画 社会の推進	◎人権教育の推進 ◎男女共同参画社会の推進
活力とにぎわいに 満ちた都市	■地域産業の振興	◎商業の魅力向上による商店街等の活 性化 ◎農業の活性化の推進 ◎新たな事業創出や起業を通じたまち の活性化と人材育成
	■観光・イベントの振興	◎まつりやイベントの活用 ◎新たなにぎわいの創出 ◎地域資源を活用した交流人口の拡大
	■定住の促進	◎生活環境の充実と地域資源を活かし た効果的な情報発信による定住促進 及び交流人口の拡大 ◎文化・教育水準の向上 ◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

第4章 構想の実現に向けて

構想の実現に向けて、以下の4つの考え方を基本に市政、行政運営を進めていきます。

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民の意見やニーズを的確に市政に反映するためには、市民と行政が対等な立場で役割や責任などを分担し、連携、協力して共通する取組や事業を推進することが必要です。そのため、市民参加の機会を充実し、市民が主体的にまちづくりに参画することができるような、協働の仕組みづくりを推進します。

(2) 心のバリアフリーによる支え合いのまちづくりの推進

市民が互いに認め合い、支え合う「心のバリアフリー」が浸透した野田市の実現に向けて、市民に対する意識啓発を推進するとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯等、特に地域社会とのつながりや支援が必要な市民を見守り支援していくことができる支え合いのまちづくりを進めます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

野田市は、まちの中心的な役割をもつ地域、広大な農地や自然環境を有する地域、歴史的遺産等の文化的な潤いのある地域等、様々な特性をもつ地域が集まって形成されています。また、それぞれの地域には、様々な世代や価値観をもつ市民が暮らしています。

このような地域特性を活かし、より市民の視点に立った施策や事業に取り組みます。

(4) 持続可能な行財政運営

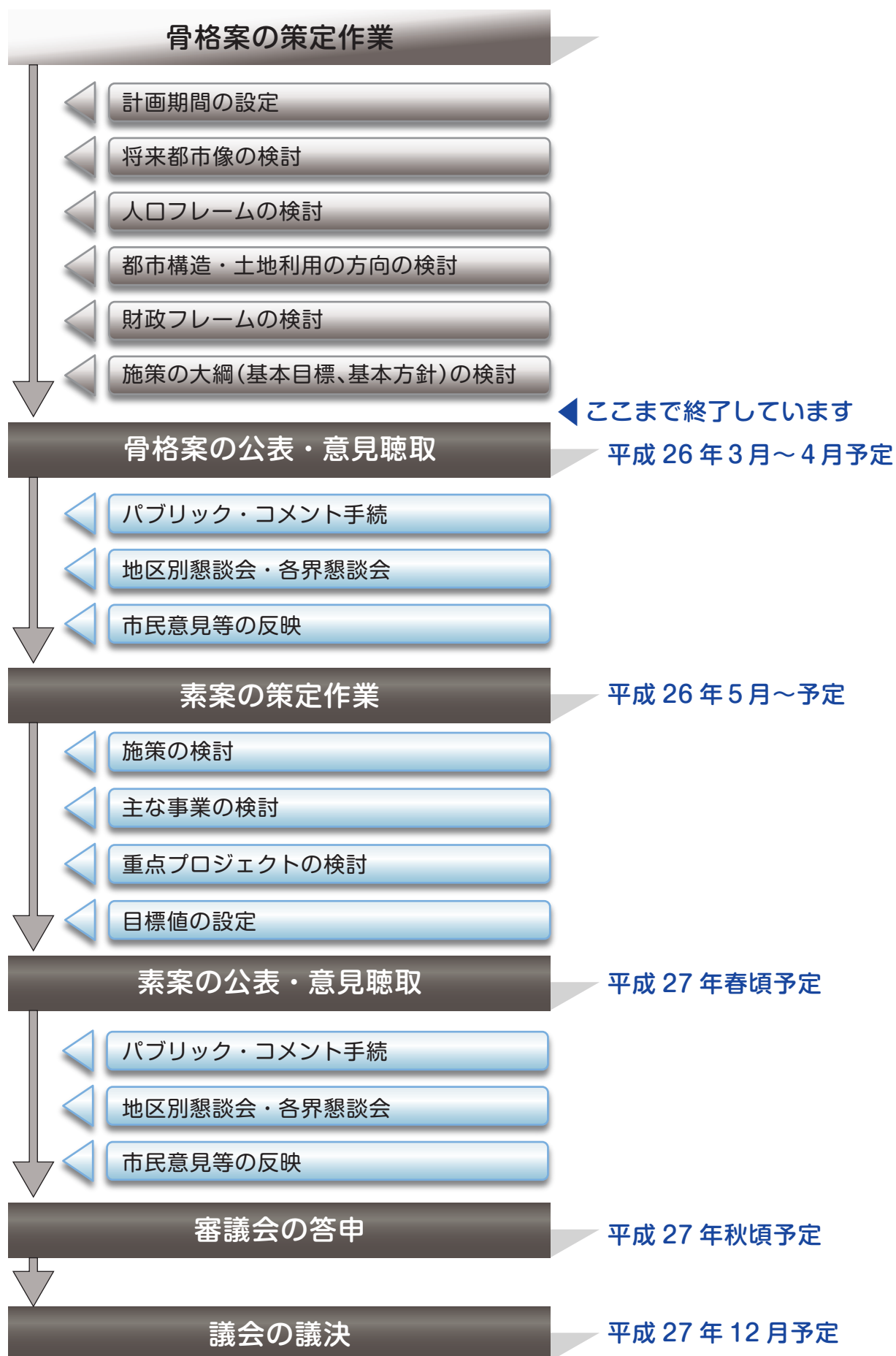
地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。歳入の根幹をなす市税等について常に効果的な徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化を図ります。

また、ファシリティマネジメント※¹の考え方にに基づき、公有財産の有効活用などに努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、限りある財源を真に必要な事業に充て、計画的な行財政運営を行います。

加えて、組織の活性化や人材の育成を図り、持続可能な行財政運営を進めます。

※¹ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。

策定の全体フロー図





A large rectangular area with a green border, containing horizontal dashed lines for writing. The bottom right corner of the area is folded up, revealing a white background.